

東浦町運行バス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の交通の利便を確保するため東浦町運行バス（以下「町運行バス」という。）を運行し、もって町民の福祉と生活の安定に寄与することを目的とする。

(運行方法)

第2条 町運行バスは、東浦町及び運行委託業者が所有するバスを使用するものとし、道路運送法（昭和26年法律第183号）の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する。

(運行区域)

第3条 町運行バスの運行区域は、東浦町並びに刈谷市、大府市、知多市及び阿久比町の一部とする。

(運行日)

第4条 町運行バスの運行日は、原則として大晦日及び元日を除く毎日とする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他の理由により町運行バスの運行に支障があると認めるときは、運行を制限し、又は中止することができる。

(運賃)

第5条 町運行バスの運賃は、1回の乗車につき100円とし、別に定期券及び回数券を発行する。

2 定期券及び回数券の区分等は、次のとおりとする。

区 分	単 位	料 金
定期券(小学生)	1ヶ月	500円
〃 (中学生)	〃	1,000円
〃 (一般)	〃	2,000円
回数券	11枚綴り	1,000円

(運賃の免除)

第6条 次のいずれかに該当する者は、運賃を免除する。

- (1) 6歳未満の未就学児
- (2) 身体障害者手帳所持者並びに1級又は2級の身体障害者手帳所持者の付添者1名
- (3) 療育手帳所持者並びにA判定又はB判定の療育手帳所持者の付添者1名
- (4) 保健福祉手帳所持者及び保健福祉手帳所持者の付添者1名
- (5) 前各号のほか、町長が認めた者

(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。